

金融円滑化法に規定する説明書類

平成23年9月末日現在

淡路日の出農業協同組合

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置
に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年4月30日
淡路日の出農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という）に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置の実施状況について公表いたします。

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本的方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

金融円滑化に係る基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等，経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年1月19日に公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部審査課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融共済部審査課へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化に係る取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図を添付しております。》

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの、金融円滑化に係るご相談の窓口を金融共済部審査課に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客様からの、当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、金融共済部審査課に受付窓口を設置しております。また、各支店で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続に従って、速やかに金融共済部審査課に連絡をし、金融共済部審査課と各支店が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《苦情・相談対応の体制の概要図を添付しております。》

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握及び経営改善指導を行う体制について

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、お客様への支援について真摯に取り組めます。

(2) 条件変更の有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について

特に、農業者のお客様に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等を行う体制を整備しております。

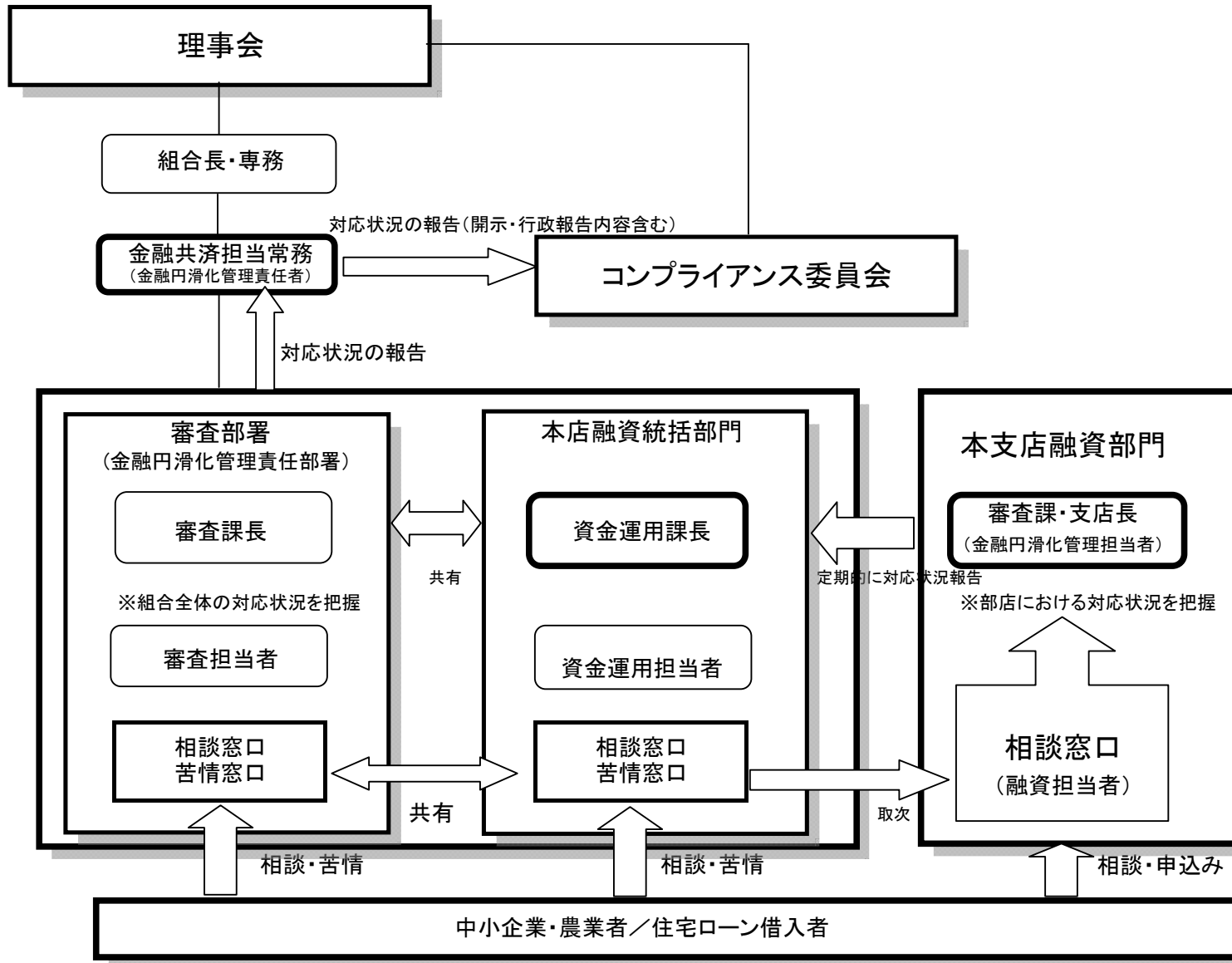
(3) (1), (2) の機能発揮のための研修等人材育成について

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

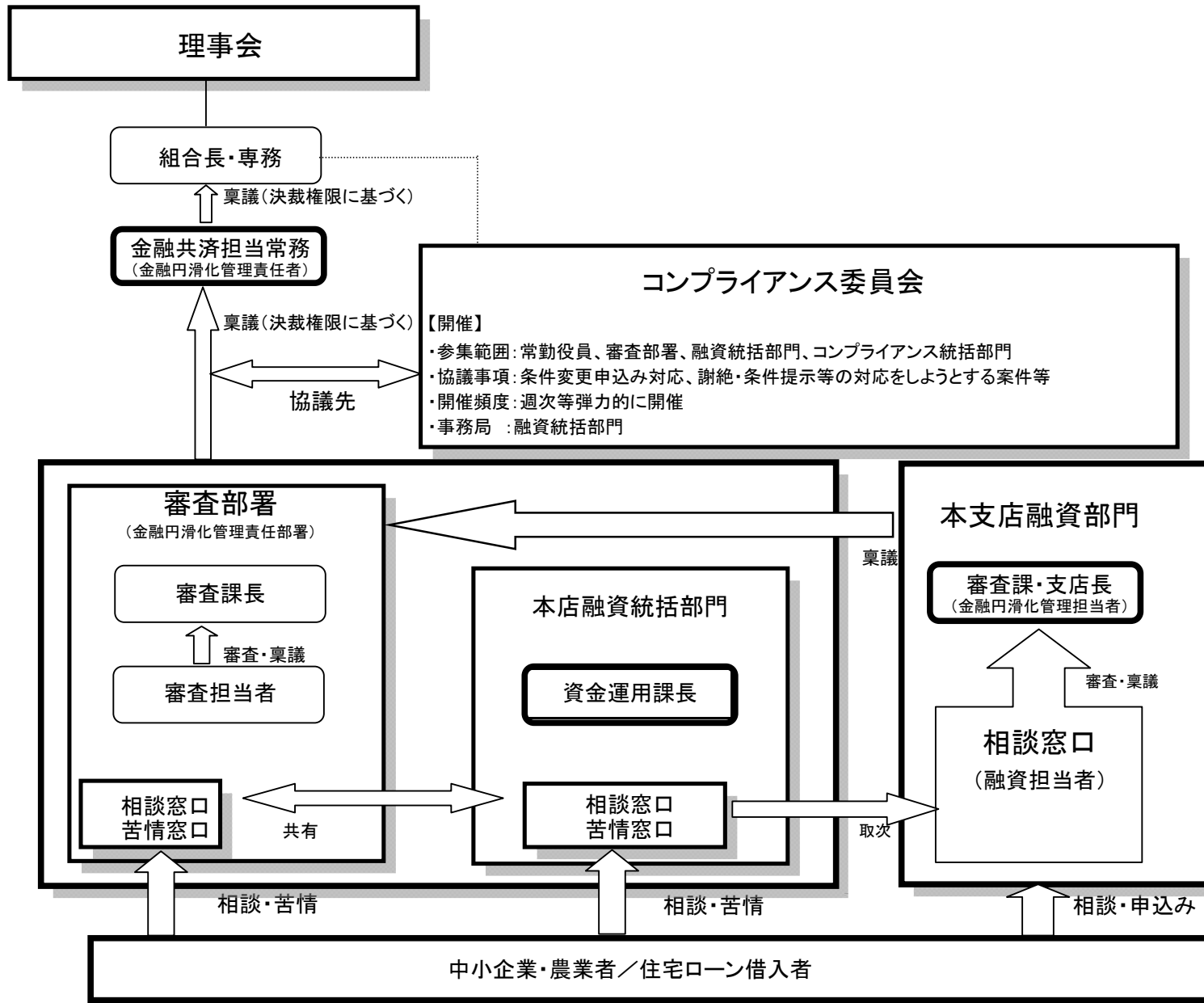
第5 法第4条に基づく措置の実施状況
別表1のとおり。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況
別表2のとおり。

中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制



中小企業者等金融円滑化対応にかかる体制(個別案件対応)



法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 21 年 12 月末		平成 22 年 3 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 21 年 12 月末		平成 22 年 3 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	1	20
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	20
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条及び第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	11	2	11
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1	9	1	9
うち、実行に係る貸付債権の額	1	9	1	9
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	20	1	20
うち、実行に係る貸付債権の額	1	20	1	20
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条及び第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	11	2	11
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1	9	1	9
うち、実行に係る貸付債権の額	1	9	1	9
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	20	1	20
うち、実行に係る貸付債権の額	1	20	1	20
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条及び第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 23 年 3 月末		平成 23 年 9 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2	11	2	11
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	1	9	1	9
うち、実行に係る貸付債権の額	1	9	1	9
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件，百万円)

	平成 23 年 3 月末		平成 23 年 9 月末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	20	2	29
うち、実行に係る貸付債権の額	1	20	1	20
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	9
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条及び第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。

平成 21 年 12 月 21 日
淡路日の出農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、本支所の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様から、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

以 上

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 店	淡路市志筑 3112-14	金融共済部 審査課	0799-62-6200
洲本支店	洲本市物部 3-5-27	金融課	0799-22-1120
津名支店	淡路市志筑 2944-2	金融課	0799-62-0936
東浦淡路支店	淡路市浦 164-1	金融課	0799-74-3321
北淡支店	淡路市富島 208	金融課	0799-82-1234
一宮支店	淡路市郡家 109	金融課	0799-85-0011
五色支店	洲本市五色町下堺 962	金融課	0799-35-0301

(ご相談受付時間：平日 9 時～15 時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、本店金融共済部審査課にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 0799-62-6200

金融円滑化にかかる基本の方針

当淡路日の出農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 金融円滑化管理に関する体制について

当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月19日から施行する。

「なお、本対応については、平成21年12月4日受付案件から適用する。」